

見解書・再見解書

令和7年 7 月 24 日

吹田市長宛

事業者住所京都府京都市東山区三条通東分木町280番地TUKUYOMI Bldg氏名株式会社TUKUYOMI HOLDINGS 代表取締役 山岸 忍電話番号075 (366) 5486

代理人住所大阪市西区新町一丁目28番11号氏名株式会社ラフト 松永 康宏電話番号06 (6538) 3355

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条~~第2項~~第4項の規定により、次のとおり~~見解書~~再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		(仮称) 吹田市西御旅町Ⅱ新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 西御旅町4931-2、4933-2			
予 定 建 築 物		■共同住宅 □戸建住宅 □その他 ()			
意見に対する見解	別紙参照				
※受付年月日	R7 年 5 月 7 日	※受付番号	第 号	※受付印	受付 開発審査室 7.7.24 第 07-L-03 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

令和7年7月7日 第1

吹田市長宛

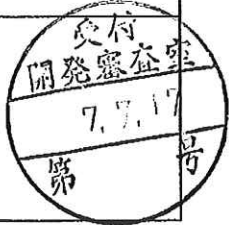
住 所

氏 名

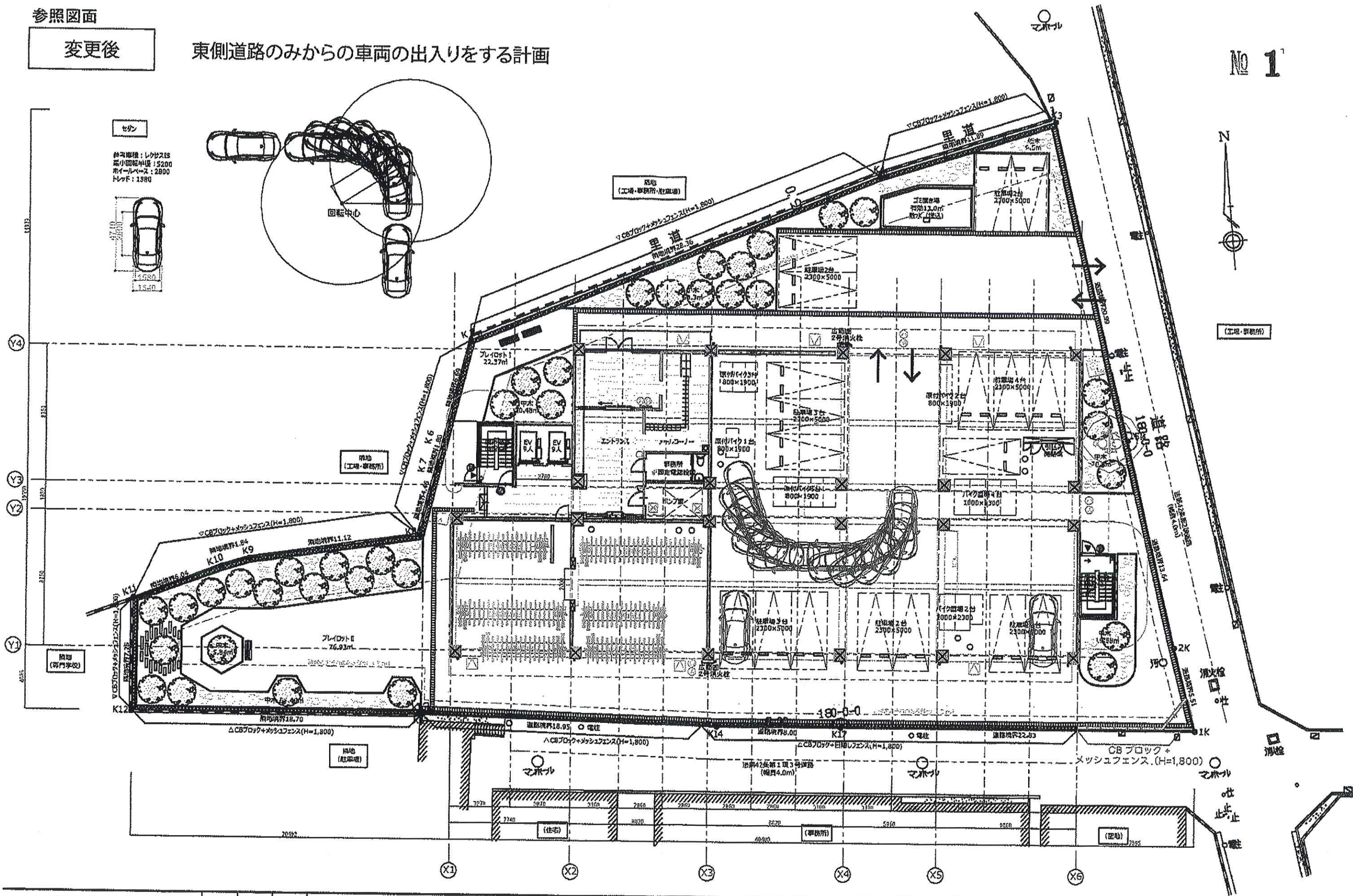
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 第1項 第3項 を提出します。
(見解書に対する再意見書)

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市西御旅町Ⅱ新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 西御旅町4931-2, 4933-2		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	マンションの住人の自転車などの出入りが考えられ 危ないので 隅切り部分も含め 添付図面通りに メッシュフェンスと お願ひします。		
※受付年月日	R7 年5月7日	※受付番号	07-2-03 第 号
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



(仮称) 吹田市西御旅町Ⅱ新築計画

再見解書 (No.1)

[再意見書 No.1 に対する再見解 1]

「南側道路・隅切り部分にメッシュフェンス追加」

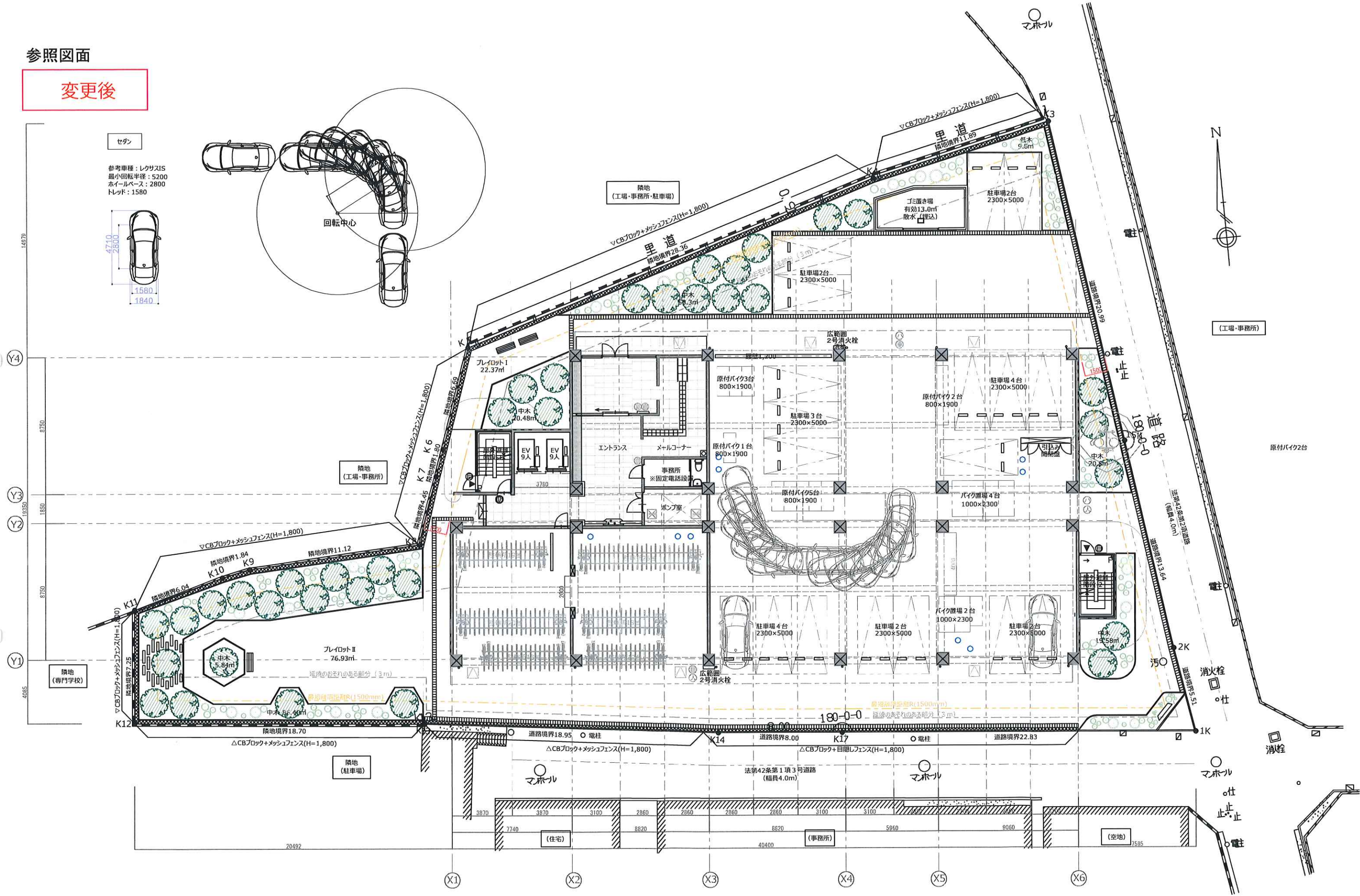
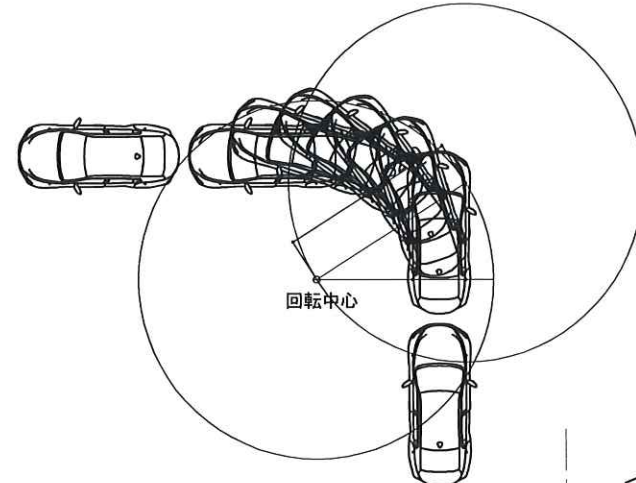
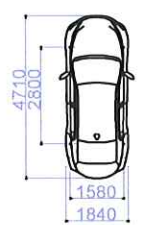
メッシュフェンス追加につきましては、歩行者や車両の安全性に配慮しつつ、圧迫感の軽減および景観への配慮を重視し、メッシュフェンスの設置ではなく植栽を追加する計画に変更とさせていただきます。(参照図面)

貴重な御意見誠にありがとうございます。

参照図面

変更後

セダン
参考車種：レクサスIS
最小回転半径：5200
ホイールベース：2800
トレッド：1580

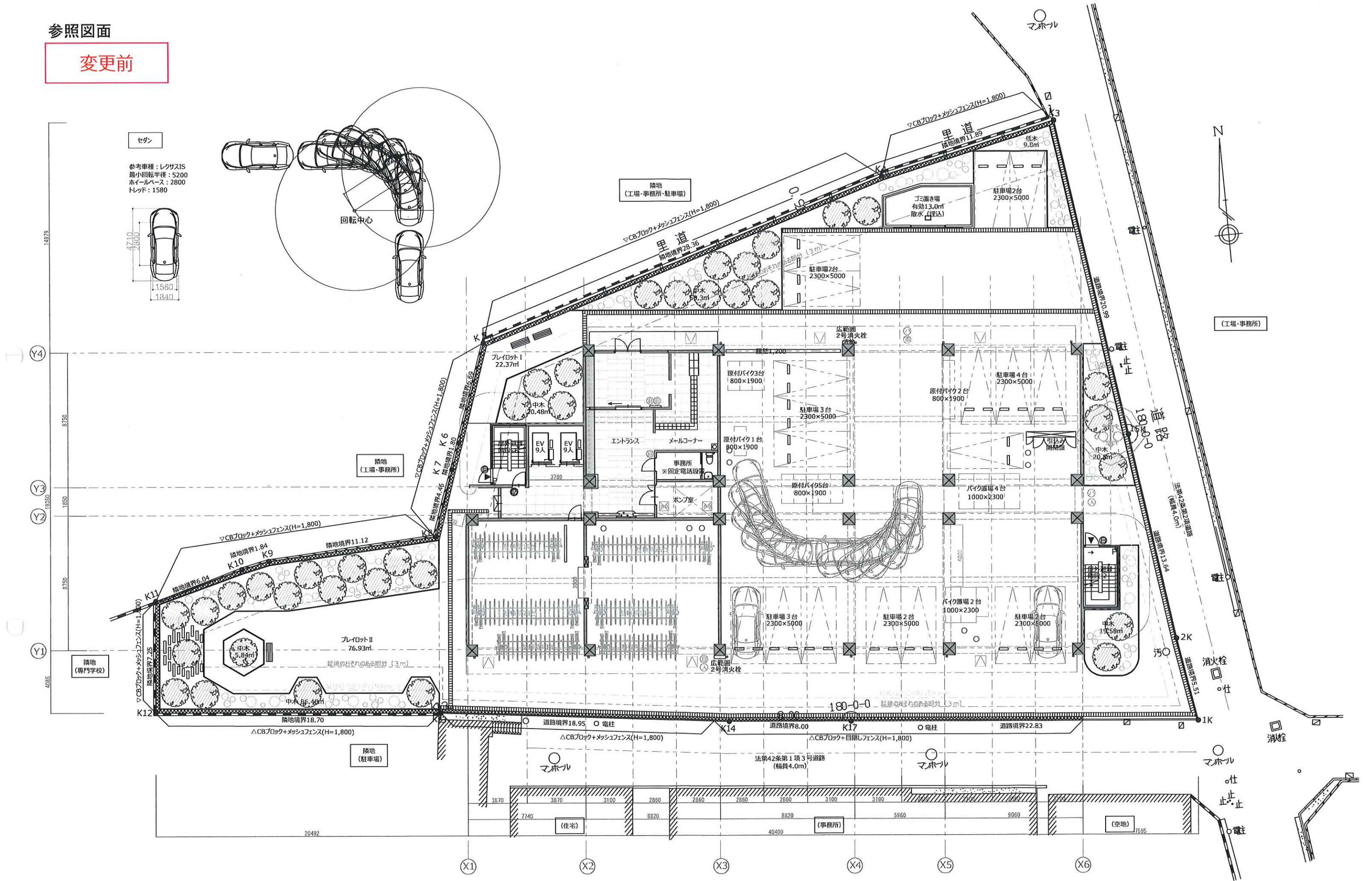


※詳細設計・行政協議によって変更する可能性があります。



一級建築士登録第324495号
松永 康宏

PROJECT	(仮称) 吹田市西御旅町Ⅱ新築計画	DATE	25. 07. 22
TITLE	1 階平面図	SCALE	A3:71%縮小 A2:S:1:150
		NO	※※※



令和7年 7月 22日

№ 2

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条~~第3項~~^{第1項}の規定により、次の
説明報告書に対する意見書~~見解書~~を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市西御旅町Ⅱ新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 西御旅町4931-2,4933-2				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	見解書、拝見させていただきました。 車両の出入り口を、東側道路のみからの車両の出入りをする計 画へと変更していただきありがとうございます。 変更後の図面拝見させていただきましたが、 一点、南側道路の目隠しフェンスが東側「OX6」記号で途切れている様 に見えます。目隠しフェンスまでは希望しませんが、 通常のフェンスを東側に延長できないでしょうか？ 図面からはイメージしづらいのですが、 建設後、住人(歩行者)の横断や自転車・バイク等の違法駐輪、 駐禁車両が懸念されます。 ご検討宜しくお願い致します。				
※受付年月日	R7年5月7日	※受付番号	第 号 07-L-03	※受付印	受付 開発審査室 7.7.22 第 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するととも
インターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市西御旅町Ⅱ新築計画

再見解書 (No.2)

[再意見書 No.2 に対する再見解 2]

「南側道路面のメッシュフェンス延長・侵入防止対策」

メッシュフェンス追加につきましては、歩行者や車両の安全性に配慮しつつ、圧迫感の軽減および景観への配慮を重視し、メッシュフェンスの設置ではなく植栽を追加する計画に変更とさせていただきます。(参照図面)

貴重な御意見誠にありがとうございます。

参照図面

変更後

